III		利 照 表 新	
用地調査等業務共通仕様書		用地調査等業務共通仕様書	
	次		次
第1章 ~第3章 中略		第1章 ~第3章 中略	
第4章 用 地 測 量		第4章 用 地 測 量	
第1節 境界確認		第1節 境界確認	
第 50 条 公共用地境界の打合せ	22	第50条 公共用地境界の打合せ	22
第 51 条 資料の作成及び立会い	23	第51条 資料の作成及び立会い	23
第 52 条 境界確定後の図書の作成	23	第52条 境界確定後の図書の作成	23
第53条 立会い準備	23	第53条 立会い準備	23
第 54 条 復元測量	23	第 54 条 復元測量	23
第 55 条 境界立会いの画地及び範囲	23	第55条 境界立会いの画地及び範囲	23
第56条 境界立会い	24	第56条 境界立会い	24
第2節 境界測量		第2節 境界測量	
第 57 条 用地測量の基準点	24	第 57 条 用地測量の基準点	24
第 58 条 境界測量	25	第 58 条 境界測量	25
第 59 条 用地境界仮杭の設置	25	第 59 条 用地境界仮杭の設置	25
第3節 面積計算の範囲		第3節 面積計算の範囲	
第60条 面積計算の範囲	<u>26</u>	第60条 面積計算の範囲	<u>25</u>
第4節 用地実測図等の作成		第4節 用地実測図等の作成	
第61条 用地実測図等の作成	26	第61条 用地実測図等の作成	26
第62条 不動産調査報告書の作成	26	第62条 不動産調査報告書の作成	26
第5節 関係官公庁への手続き等		第5節 関係官公庁への手続き等	
第62条の2 関係官公庁への手続き等	26	第62条の2 関係官公庁への手続き等	26
第5章 ~第13章 中略		第5章 ~第13章 中略	
第 14 章 地盤変動影響調査等		第 14 章 地盤変動影響調査等	
第1節 調 査		第1節 調 査	
第 152 条 地盤変動影響調査	48	第 152 条 地盤変動影響調査	48
第 153 条 調査	48	第 153 条 調査	48
第 153 条の 2 (新設)		第 153 条の 2 水準測量	<u>······ 48</u>
第 154 条 費用負担の要否の検討	48	第 154 条 費用負担の要否の検討	48
第2節 算 定		第2節 算 定	
第 155 条 費用負担額の算定	····· <u>49</u>	第 155 条 費用負担額の算定	<u>49</u>

第9第 弗田台担の 説明	第9年 弗田名田の 新田	
第3節 費用負担の説明	第3節 費用負担の説明	40
第 156 条 費用負担の説明	第 156 条 費用負担の説明	
第 157 条 概況ヒアリング等	第 157 条 概況ヒアリング等	49
第 158 条 説明資料の作成等	第 158 条 説明資料の作成等	49
第 159 条 権利者に対する説明	第 159 条 権利者に対する説明	49
第 160 条 記録簿の作成	第 160 条 記録簿の作成	49
第 161 条 説明後の措置	第 161 条 説明後の措置	50
第 15 章 管理担当課への引継図書の作成	第 15 章 管理担当課への引継図書の作成	
第 162 条 公図等の転写	第 162 条 公図等の転写	50
第 163 条 公図等転写連続図作成	第 163 条 公図等転写連続図作成	50
第 164 条 土地の登記記録調査	第 164 条 土地の登記記録調査	50
第 165 条 実測平面図等の整理	第 165 条 実測平面図等の整理	50
第 166 条 土地買取調書の作成 ······ <u>50</u>	第 166 条 土地買取調書の作成	<u>51</u>
第 16 章 写真台帳の作成	第16章 写真台帳の作成	
第 167 条 写真台帳の作成	第 167 条 写真台帳の作成	51
第 17 章 土地調書及び物件調書の作成等	第17章 土地調書及び物件調書の作成等	
第 168 条 土地調書等の作成	第 168 条 土地調書等の作成	51
N III d. 1 PSfe -t-	DITI III	
成果物一覧表 様式第 1 号~第 22 号	成果物一覧表 様式第1号~第 22 号	
	1 3 No 22 3	
別記1 不動産調査報告書記載要領	別記1 不動産調査報告書記載要領	
別記2	別記2 土地評価業務処理要領 別記3 (欠番)	
別記4 (欠番)	別記4 (欠番)	
別記5 事業認定申請図書作成要領	別記5 事業認定申請図書作成要領	

第1章 総 則

(敷地使用実態の調査)

- 第 124条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる 事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第条の調査 114 結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。
- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途(使用実態)
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1)屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認め られるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - (4) 工場立地法(昭和年34法律第24号)に基づく緑地の位置及び面積
- 五 次のいずれかにおける建物等の配置との関係
 - (1) 前条第6号の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)
 - (2) 第113条第6号の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)
 - (3)第104条第2号(2)の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

(中 略)

第153条の2 (新 設)

第1章 総 則

(敷地使用実態の調査)

- 第124条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる 事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第条の調査114 結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。
- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途(使用実態)
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1)屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認め られるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - (4) 工場立地法(昭和年34法律第24号)に基づく緑地の位置及び面積
- 五 次のいずれかにおける建物等の配置との関係
 - (1) 前条第6号の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)
 - (2) 第113条第6号の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)
 - (3) <u>営業要領第2条第1項第1号イ</u>の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

(中 略)

(水準測量)

- 第153条の2 地盤変動影響調査算定要領第9条第2項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点(公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件)から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。
 - 一 観測手簿
- 二計算簿
- 三 点の記
- 四 その他必要と認められる書面及び図面
- 2前項により難い場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。

(以下略)

(以下略)